

氏名（本籍）	利根川 樹美子（山梨県）
学位の種類	博士（図書館情報学）
学位記番号	博甲第 7081 号
学位授与年月日	平成26年 3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	図書館情報メディア研究科
学位論文題目	戦後日本の大学図書館専門職員に関する歴史的研究： 設置・教育を妨げた要因分析

主査	筑波大学	教授	文学修士	逸村 裕
副査	筑波大学	教授	博士（政治学）	溝上 智恵子
副査	筑波大学	教授	修士（図書館情報学） 修士（教育学）	平久江 祐司
副査	筑波大学	教授	博士（教育学）	吉田 右子
副査	千葉大学	教授	文学修士	竹内 比呂也

## 論文の要旨 (2,000 字程度)

本論文は、戦後日本の大学図書館において法制化による大学図書館専門職員の設置が実現しなかった要因を歴史的方法で分析し、関係する法令および教育の問題点を明らかにしたものである。

第1章では研究の目的、研究の課題と方法を示し、用語の定義、先行研究、論文の構成について述べている。大学図書館は大学の組織の一つであり、大学の教育研究活動を適切に行うために必要な機能を持ち、それらは資料の収集・整理・提供・情報システムの整備、学術情報の提供、機関間協力による学術情報の流通の一部を担うものであるとしている。

第2章では、日本の大学・大学図書館・大学図書館職員の概要を示し、1950年以降60年間の統計データによりその推移を示している。さらに戦後日本の大学図書館行政の特徴を文献から示し、大学図書館専門職員が置かれていた枠組みを明らかにしている。

第3章では大学図書館専門職員に関する歴史的研究を文献から行い、1950年から2010年までの大学図書館専門職員に関する論議の展開を分析、整理している。これにより、戦後の各時期における図書館・図書館学・図書館情報学関係団体や関係者の考え方に関する知見をまとめている。

第4章では、過去に行われた法制化による大学図書館専門職員の設置の提案が実現しなかった要因を検討している。大学図書館の司書職法制化運動の経緯および関係団体と行政機関の交渉の経過と内容を分析し、分析結果をもとに提案の実現を妨げた要因を複数の観点から検討し、その複合的要因の中から法令上の要因と大学図書館専門職員の教育の欠如の二点を抽出している。そしてこの二つの要因の構造を続く第5章、第6章で論じている。

第5章では、法令上の要因が大学図書館専門職員の設置を妨げた構造を明らかにするために、大学関係法令の特性に着目し、大学図書館専門職員の設置を目指した司書職法制化の提案と大学関係法令の特性との関係を包括的に分析している。その結果、大学関係法令の特性が大学図書館専門職

員の設置を妨げた要因として、(1)専門職員の設置を大学の必置義務にできなかったこと、(2)専門職員の設置には大学の承認を要したこと、(3)専門職員の職名の法令への追加が困難であったこと、(4)大学図書館の組織・機能は法令上認められなかったこと、(5)研究能力の定義は資格規定と整合する必要があったことを明らかにしている。

第6章では、大学図書館専門職員の教育が欠如している構造を明らかにするために分析を行ない、大学図書館専門職員の教育が職業教育であることと職業教育の下位概念に初期教育、継続教育、専門教育の概念があることに着目し、これらの概念の相互関係と大学図書館専門職員の教育の実態を検討し、その結果、大学図書館専門職員の教育のうち欠如しているのは、継続・専門教育であることを導き出している。大学図書館専門職員の継続・専門教育が欠如している要因として、(1)図書館学が、継続・専門教育を大学、大学院で実施するための学問水準に達していなかったこと、(2)図書館関係団体が、司書課程・司書講習を初期教育であるとともに専門教育でもあると捉える論理を用いたこと、(3)図書館専門職員の専門職化に関する研究では、専門職および図書館専門職員の教育における諸概念の矛盾した適用に対する批判が欠如していたこと、(4)大学図書館専門職員の継続・専門教育の創設ではなく、初期教育の高度化に取り組みされたこと、(5)教育改革に取り組んだ図書館学教員、図書館学・図書館情報学関係団体では理念が先行し、改革実現への道筋を具体的に示せなかったことを明らかにしている。

第7章では、ここまでのまとめを示し、大学図書館専門職員の設置・教育を妨げた要因を(1)大学図書館専門職員の設置および能力の発揮、(2)大学図書館専門職員の専門職化の歴史的転換点、(3)大学図書館専門職員の継続・専門教育の三点にまとめている。それらを踏まえ大学図書館専門職員の専門職化を目的とする設置・教育の施策のあり方について、a.大学図書館専門職員を情報専門職に成長させる観点から施策のあり方について考察すること、b.大学図書館専門職員の専門職化のために、必ずしも情報専門職設置の法制化を目指す必要はないこと、c.図書館・図書館情報学関係団体とその関係者が個別に活動する傾向から脱するために、統合を推進し総合政策を立案する組織の構築が必要であること、d.大学図書館専門職員の専門職化を目的とする施策の内容は、大学図書館専門職員における客観的評価・研究・効果的教育にもとづく情報専門職の水準での能力向上の実現とその実証に判断基準を置くこと、e.大学図書館が大学の附属施設ではなく大学内の主要な組織・機能の一つであるという基本的位置付けを明確にすることの五点を結論としてまとめている。

## 審査の要旨 (2,000字以上)

### 【批評】

第二次大戦後、日本の大学図書館界において法制化による大学図書館専門職員の設置について多くの議論が行われてきた。大学図書館専門職員の専門性は教育と研究を行う大学に附属する組織として、その支援を行う大学図書館の機能と密接に関係する。大学図書館は大学組織の一つを構成し、その役割は情報資源の選書収集・整理とその提供、情報システムの整備、学術情報の提供、相互協力による学術情報流通の一部を担うものであり、人的サービスとしてのレファレンスサービスさらにその機能を利用者が修得するための情報リテラシー教育、また閲覧サービス、書庫管理、資料保存や場の提供と幅広い。利用については教職員学生から成る全構成員を対象とする組織でもある。しかしその大学図書館を支える専門職員の専門職化は今日に至るまでその法制化を見ていない。本論文はこの点について600を越える文献を対象に歴史的経緯を踏まえて精緻な分析を行ない、関係する法令および教育とそこに関わる問題点を明らかにしようとしたものである。

第1章では、研究の背景と目的を述べると共に大学図書館の機能と役割を記述している。大学図書館は大学の組織の一つであること、そしてその機能について概観している。研究の基本的立場、分析の観点、研究の課題と方法を示し、用語の定義、先行研究、論文の構成について記述している。ここでの論の基本的設定は適切である。

第2章では、関係する統計データから60年に及ぶ量的推移を明らかにしている。大学および大学図書館はその数、所属する学生数等、量的に拡大の一途を示している。しかし国立大学図書館専任職員は1980年代半ばから、公立大学図書館員と私立大学図書館員は1990年代後半から減少している。さらに戦後日本の大学図書館行政の特徴を文献から示し、大学図書館専門職員が置かれていた枠組みを明らかにしている。これらの整理と指摘は断片的には過去の先行研究においても言及されていたものの、ここまでまとまった記述は類がなく、博士論文にふさわしい量と内容を持つ記述である。

第3章では過去の大学図書館専門職員に関する論議の展開を整理している。各時期における図書館関係者・図書館学者・図書館情報学関係団体や関係者の考え方に関する知見をまとめている。ここでは多くの文献を対象に丁寧に議論を紹介している。しかしそれらの議論をつなぐストーリーについてはやや弱い点が散見される。

第4章では法制化による大学図書館専門職員の設置の提案がいずれも実現しなかった要因を複数の観点から検討し、そこでの議論を詳細に分析している。その結果として、複合的要因の中から「法令上の要因」と「大学図書館専門職員の教育の欠如」の二点を取り上げている。ここに至る議論は妥当であると考えられる。

第5章ではこれまでの分析を受けて、第4章で挙げた要因のひとつ「法令上の要因」について大学図書館専門職員の設置を目指した司書職法制化の提案と大学関係法令の特性との関係进行分析し、大学図書館専門職員の設置を妨げた要因として5点を挙げ、その説明を丁寧に行っている。

第6章では、第4章で挙げた「大学図書館専門職員の教育の欠如」について分析を行なっている。ここで論じられている大学図書館専門職員の教育が職業教育であることと職業教育の下位概念としての「初期教育」、「継続教育」と「専門教育の概念」についての分析については異論もあるところであるが、ここまでの議論をまとめ、第7章で取り上げた結論はおおむね首肯できるものである。

本研究は過去数多く行われてきた大学図書館専門職員の議論について文献調査から詳細に分析し、時代区分に従ってまとめた知見を示し、考察を加えたものである。文献の重要度の解釈についての精査、また大学図書館における情報システムとネットワークの導入の影響、特に学術情報センター及び国立情報学研究所等と大学図書館員の専門性の関わりについて十分な記述されていない等、若干の論点の整理の不足はあるが、これまでの先行研究で断片的に記述されてきた多くの議論を綿密な調査と分析によって包括的にまとめあげていると判断できる。

本論文は多くの作業を伴い、議論を整理し考察を加え十分な成果を挙げたと審査委員全員は高く評価した。これらを総合して、本論文は博士論文として十分な内容を持つものと判断される。

## 【最終試験結果】

平成26年2月4日、図書館情報メディア研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めたのち、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、「図書館情報メディア研究科博士後期課程の学位論文の審査に関する内規」第12項第2号に基づく最終試験を行い、審議の結果、審査委員会全員一致で合格と判定された。

**【結論】**

よって、著者は博士（図書館情報学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。